
最近の各國
都市連盟

市政調査資料

第 30 号

東京市政調査会



最近



市連盟

その組織と活動

- | | | | |
|---|-------------|----|---------------|
| 1 | アメリカの各州都市連盟 | 7 | トルコ都市連盟 |
| 2 | ドイツの地方自治体連盟 | 8 | デンマーク地方自治体連盟 |
| 3 | フランス市町村連盟 | 9 | ノルウェー地方自治体連盟 |
| 4 | イタリヤ全国市町村連盟 | 10 | フィンランド地方自治体連盟 |
| 5 | スイス都市連盟 | 11 | カナダ市長・都市連盟 |
| 6 | オーストリア都市連盟 | 12 | 全インド地方自治体連盟 |

はしがき

日本都市連盟が昭和二十三年五月「全国都市打つて一丸となり現在直面せるすべての問題ならびに今後生起し来るべきあらゆる問題について科学的な調査研究の基礎の上に諸般の政策を樹立し、連絡調整を緊密にして互に創意工夫を交換し、一致協力して共同目的ないし共同事業の達成に邁進」する趣旨をもつて自主的に連盟を結成してから、すでに四年、わが地方自治もようやく建設期に入らんとしている。この際各国都市連盟の組織および活動の近況について記述し今後のわが

最近の各国都市連盟

国都市連盟の在り方に資することは有意義のことと考え、主としてオランダのハーグに本部をおく「国際地方公共団体連合」International Union of Local Authorities の機関雑誌「I・U・L・A・ブレンティン」(季刊)一九四九・七から一九五〇・一二にいたる各号所載によりここに紹介する。国により繁閑異同のあることを諒とせられたい。

日本都市連盟調査部長

小倉 庫次

1
アメリカ
の各州
都市連盟

1 沿革

アメリカ合衆国は、その都市の最膨脹時代である一八七〇〜一八九〇年の二〇年間に都市人口は二倍以上に増加した。この急激な増大は都市に非常な圧力を加え、都市行政に大きな混乱と無駄とを招来した。そこで、インディアナ州の都市吏員の間にこの困難な都市問題を同州の全都市の協力によつて解決しようという議が起り、ここに初めてインディアナ都市連盟が誕生した。これがアメリカ各州都市連盟 State Municipal Leagues の最初のものである。

2 各連盟の活動

各州都市連盟の活動はそれぞれ地方の要求に即応して行われ必ずしも一様ではないが、すべての都市連盟に共通する事業活動としては大体次のようなものをおげることができる。

(1) 立法運動

各州の都市人口の大部分を代表する連盟は州議会の立法に対し密接な関連をもち、つねに都市に不利な立法に反対し、都市に望ましい立法を支持する運動を行っている。

(2) 年次総会

どんなに活動しない連盟でも少くとも年一回は総会を開き、各都市の代表者は二日間または三日間にわたり都市の共通問題につき討議し、また各都市の行政上の経験を交換し合つてゐる。総会はしばしば特殊の部会に分かれ、たとえば市長、市議会議員、市支配人、シティ・クラーク、財務職員、

各州都市連盟は都市相互の協同活動によつて都市の改良と進歩とをはかることを目的とした団体で、各連盟はそれぞれの州の地方自治団体である都市をもつて構成し、経費は都市の人口階級に応じて会員各都市が分担している。連盟への加入はもろろん都市の自由であつて、分担金を負担する都市にはすべて自由に解放されている。

都市連盟は一九〇〇年までにはインディアナ、カリフォルニア、アイオワ、ミンガン、ペンシルヴェニア、ウィスコンシンの六州に設置されたにすぎなかつたが、その後第一次世界大戦までの間にイリノイ、カンサス、ミネソタ、ネブラスカ、ニュージャージー、ニューヨーク、オクラホマ、ユタ、テキサス、ヴァージニアの一〇州に設立され、以後は増加の一途をたどり、現在は四一州に州都市連盟が設置されている。これら各州の都市連盟はその連合本部としてアメリカ都市連盟 American Municipal Association をマカンのサーティン・サーティンにあげてゐる。

土木技師、公企業職員、徴税職員などのグループの部会を開いて、さらに専門的な問題を詳細に討議している。なお、多くの州では特殊な目的のために地方的な都市会議を定期的に行つてゐる。

(3) 都市情報

連盟が会員である都市に対し情報を提供することは連盟の重要な機能の一つであり、活動的な連盟はあらゆる都市問題につき会員都市の質問に回答し、また都市行政に関する法規・判例の類も広く収集して、都市問題に関する最も重要な資料となつてゐる。

(4) 実地指導

連盟の指導員による地方都市の実地指導は比較的近年始められた事業であるが、最近漸次活動が活発化している。大多数の連盟はアメリカ都市連盟の協力の下に実地指導員を委嘱し、指導員は各都市を訪問して実際問題の解決を援助している。

(5) 出版物の刊行

すべての連盟はパンフレットを発行し、また必要に応じて報告書の類を刊行している。また、多くの連盟は都市問題に関する情報、論説などを掲載した雑誌を月刊し、これは各都市に対し必要な問題をしらせるのにきわめて役立つている。

(6) 職員研修

職員研修学校を経営したのはニューヨーク都市連盟が最初であるが、ヴァージニア都市連盟がこれにつき、現在はこのほか数連盟がこれを経営している。初めに消防、警察職員のための研修学校がつくられたが、ついで課税評価員、建築検査員、食料品検査員、牛乳検査員、徴税職員、公企業職員、などに対する研修も行われるようになった。研修の価値は吏道の向上、都市行政の理解というよう間接的なものではあるが、その利益は相当大きい。きわめて直接的な利益の事例としてはヴァージニア州都市においては火災による損失は従来全国平均を上廻つていたが、消防員に対し研修学

校で研修を行った結果、全国平均よりも一六%低下したことが挙げられている。都市行政改善のために今後統々設立される気運にある研修学校の成績については非常に期待されている。

(7) 物資購入の協力

連盟は都市の物資の共同購入に対し協力している。これはミシガン都市連盟が最初にはじめたことで、その後数連盟がこれに追随している。この仕事は、大体市の必要とする一定数の物資を共同購入する場合、信頼して購入しうる業者はどこか、そして各都市は実際どの位の価格で購入することが出来るかを会員都市に報告することである。主として消防用ホースの購入について行われ、このために三〇%以上も節約されたといわれている。多くの連盟がやつている一つの協力の方法は、都市の所要物資および予定価格を収集して印刷に付し、これを広く頒布する仕事である。この仕事は都市側からも業者側からもすこぶる注目されて

いる。

これらは各連盟が共通的に行つている活動であるが、最近の連盟の活動の注目すべき傾向は州議会に運動して都市に各種の独立税を承認させ、またはガソリン税、自動車税などの州税の都市への分与額を増加させ、あるいは都市への補助金の増額を認めさせているようなことである。ことに一九四九年度の顕著な事例としては、フロリダ州都市連盟が州議会に運動し、都市は現在市税収入によつて州の行政事務に属するものを執行しているという理由により都市内で販賣されるタバコ一箱につき五セントのタバコ税の課徴を認めしめたことである。これらのことは一面近年における都市財政需要の増大を物語るものである。

註 アメリカ州都市連盟の設立年次および会員都市数は次のようである。(一九五〇、アメリカ都市年鑑による)

州	連盟	設立年次	会員都市数
アラバマ	アラバマ都市連盟	一九三〇	二二八
アリゾナ	アリゾナ都市連盟	一九三七	四〇

最近の各都市連盟

アーカンソー	アーカンソー都市連盟	一九三四	二一〇
カリフォルニア	カリフォルニア都市連盟	一八九八	二九八
コロラド	コロラド都市連盟	一九二三	一七四
フロリダ	フロリダ都市連盟	一九二二	一〇一
ジョージア	ジョージア都市連盟	一九三四	一八六
アイダホ	アイダホ都市連盟	一九四一	五七
イリノイ	イリノイ都市連盟	一九一四	七六一
インディアナ	インディアナ都市連盟	一八九九	三三三
アイオワ	アイオワ都市連盟	一八九八	八一九
カンサス	カンサス都市連盟	一九一〇	五〇九
ケンタッキー	ケンタッキー都市連盟	一九二九	一四一
ルイジアナ	ルイジアナ都市連盟	一九三七	一五一
メイン	メイン都市連盟	一九三六	四〇一
メリーランド	メリーランド都市連盟	一九四八	六三
ミシガン	ミシガン都市連盟	一九二七	三一八
ミネソタ	ミネソタ都市連盟	一九一三	五二一
ミシシッピ	ミシシッピ都市連盟	一九三六	二三八
ミズウリー	ミズウリー都市連盟	一九二七	一八六
モンタナ	モンタナ都市連盟	九七
ネブラスカ	ネブラスカ都市連盟	一九一〇	二六八
ネヴァダ	ネヴァダ都市連盟	一九五〇
ニューヨーク	ニューヨーク都市連盟	一九一五	四一三

五

ドイツの地方自治体連盟

1 概説

ドイツ連邦共和国(西ドイツ)の各州(Länder)における地方自治の担い手は市町村(Gemeinden)である。この市町村という自治体は小農村から大都市まで包含しているが、制度上これは二種類に分けられている。

(一) 県(Kreis)に属する自治体 Kreisangehörige Gemeinden

(二) 県から離れた自治体 Kreisfreie Gemeinden oder Stadtkreise

この二種類の自治体の相異点はその名称が示してい

る。この種類の都市一〇四市全部をもつて組織して

(2) ドイツ県連盟 Deutscher Landkreistag

共和国内の県をもつて組織している。

(3) ドイツ都市同盟 Deutscher Städtebund

一、三の州では県に属する都市(町)は州都市連盟(Landsstädteverband)の会員となっており、

この連盟はドイツ都市連盟の下部機構となつているので、間接にこれらの州の町はドイツ都市連盟に参加しているわけである。また、州によつては町は町だけの連盟を組織しており、その全国的な組織をドイツ都市同盟(Deutscher Städtebund)と称している。

(4) ドイツ自治体連盟 Deutscher Gemeindetag

この連盟はドイツ農村の組織している連盟である。

これら四つの連盟のうち国際地方公共団体連合に参加しているのはドイツ都市連盟だけである。

ニューヨーク州市	一九一〇	二七七
長会議		
ノース・カロライナ	一九二二	二七七
イナ都市連盟		
ノース・ダコタ都市連盟	一九二七	二一五
オハイオ
オハイオ都市連盟		
オクラホマ	一九一三	九二
オクラホマ都市連盟		
オレゴン	一九三三	一八四
オレゴン都市連盟		
ペンシルベニア	一九三六	四七五
ペンシルベニア州都市連盟		
同 第三級都市連盟	四六
サウス・カロライナ	一九三九	二三一
サウス・カロライナ都市連盟		
サウス・ダコタ	一九三五	二九一
サウス・ダコタ都市連盟		
テネシー	一九四〇	一五八
テネシー都市連盟		
テキサス	一九二五	四八八
テキサス都市連盟		
ユタ	一八〇
ユタ都市連盟		
ヴァージニア	一九二一	一七五
ヴァージニア都市連盟		
ワシントン	一九一〇	二二五
ワシントン都市連盟		
ウエスト・ヴァージニア	一九三五	一四五
ウエスト・ヴァージニア都市連盟		
ウイスコンシン	一九二八	四二四
ウイスコンシン都市連盟		

るように県に包括されているか、県から離れてその外に在るかという点にある。県に属する自治体としてはさらに村と町とに分けられている。町村が県に包括されているといつてもその自治権には原則的には影響はない。県の任務は実情に応じ町村では十分にやり得ない仕事、たとえば道路の建設、病院の建設・経営というようなことを実施することにある。なお、県に属する自治体と県の外にある自治体との相異点は監督関係にあり、原則として前者は県が監督し、後者は州が監督することになつてゐる。県(Landkreise)は元來地方自治体の集合体であつたが、その発達に伴いそれ自身法的地位をもつた独立の公法人としての性格ももつたに至つた。したがつて、県は市町村の集合体である性格と県として独自の性格と二重の性格をもつてゐる。

ドイツ連邦共和国には次の四つの地方自治体の連盟がある。

(一) ドイツ都市連盟 Deutscher Städtetag

県から独立した都市の連盟で、共和国における

最近の各都市連盟

2 ドイツ都市連盟 Der Deutsche Städtetag

ドイツ都市連盟は一九〇五年に創立された都市の任意的団体で一九三三年にドイツ自治体連盟 Deutscher Gemeindetag (ナチス政権により樹立された地方自治体の連盟でその加入は強制的であつた) に合併させられたが、ナチス政府崩壊後当時のコロン Cologne 市長アデナウアー博士(現在のドイツ連邦共和国首相)の発議により独立して復活した。規約によれば連盟は都市共同の利益を代表し、都市の経験を交換し、都市共通の利害に関係のある法律・規則の作成・実施につき政府に勧告することを目的としている。

ドイツ都市連盟は連邦共和国内各州の都市をもつて構成するが、州と同格の特別市であるベルリン、ハンブルクおよびブレーメンの三市もまたその構成員である。ソヴェイト占領地帯の都市も第一回の会議にはたまたま参加したが、現在は連絡がとれておらず、本連盟の会員となる可能性もない状態にある。各州にある

た、終戦後ようやく最近「ドイツ市町村統計年鑑」 Statistisches Jahrbuch Deutscher Gemeinden」を復刊した。

3 フランス 市町村連盟 Union des Villes et Communes de France

一九一三年に国際地方公共団体連合が設立された後、シユルヌス Surmesne市長のアンリ・ペリエ Henri Sellier 氏は、この国際機関に対するフランスの代表となるべき全国的市町村連合を創設すべきであるということを自ら陣頭に立つて宣伝した。地方行政関係の有力者の援助を得て、多数市町村長の賛成をかちえることに成功し、ついに一九二二年フランス市町村連盟

都市連盟は人口数を基準として毎年一回資かれる連盟総会に代表を送る。連盟は三年目ごとに大規模の「都市会議」を開催する。各州の連盟は約五〇名の委員から成る委員会を選任し、委員会はさらに一三名の理事から成る理事会を互選する。理事会は理事のうちから会長一名を互選する(任期は一年)。

現在までに総会、都市会議または委員会などで種々の重要な問題がとりあげられ、その検討の結果はそれぞれ関係の政府各省に提出、公表されている。これらの事項のうちには、民主主義の線に沿う新しい地方自治法の制定、住宅問題、国際的諒解をえるための都市文化事業の重要性、郷土を追われた人々の問題などがある。一九五〇年のコロンにおける総会では「都市と青年との関係」が議題であつた。なお、連盟には専門家からなる各種の委員会が設置されており、常に立法、行政上の諸問題につき研究を行つている。

連盟は機関誌「都市連盟」 "Der Städtetag" を月刊して会員に頒布し、この外諸報告書類も刊行し、まの設立をみるに至つた。

フランス市町村連盟は地方自治団体である市町村およびその部局を代表する者、私設団体および個人をもつて会員とし、会費年額は国勢調査人口により市町村は住民一人当り一〇サンチーム、最低限度一、〇〇〇フランとし、部局は最低限度三、〇〇〇フラン、個人および私設団体は一、〇〇〇フランとする。連盟は二六名の委員から成る総務委員会 General Committee により運営されている。各委員は政治的意見の相異は別として相互に協力している。連盟は、リヨン市長、下院議長のエドゥアル・エリオ Edouard Herriot 氏が名誉会長であり、アイリ・シュール・セース市長、上院議員のジョルジュ・マラン Georges Marrane 氏が会長である。

連盟は対外的および対内的両方面の活動をしており、対外的には国際地方公共団体連合のフランス代表であり、情報の交換、外国都市連盟の出版物や通信に留意し、さらに積極的には国際会議に参加して必要な

連絡を図り、フランス側の代表の決定に努力し、また必要の場合にはフランスにおける国際的会議に協力する。最近におけるこの方面の活動としては一九四七年

フランス政府、パリ市およびセーヌ県の後援の下に、パリに開催された第七回国際地方公共団体会議の準備段階を行った。この会議には二九カ国から六〇〇名の参加者があつた。対内的には、連盟はとくに市町村の代表的機関の性格を強く出してあり、連盟参加の市町村の住民数は千二百万に及び、参加都市のうち一二都市は人口一〇万以上であり、一五〇都市は人口一万ないし一〇万である。連盟は毎月、機関雑誌 "La Vie Communale et Départementale" (県市町村の活動) を刊行し会員に頒布してゐる。この雑誌は地方行政のよりどころとなるべき行政的、技術的問題を扱ひ、また会員に対し新しい立法や規則を報道してゐる。連盟はまたその内部に法制委員会と技術委員会を設置し、会員からの照会に対し権威ある回答をなし、また一般的な問題の研究を行わしめてゐる。とくに注意を要す

るような緊急の問題については回答や研究の成果をすべての会員に通報してゐる。なお、連盟は図書館を経営し、会員の自由な使用に提供してゐる。

雑誌の発行とか照会に対する回答とか図書館の経営とかは連盟の平常的活動であるが、このほかに連盟は市町村自治の保障と拡充のためには随時必要な活動を行い、場合によつては特殊の緊急問題を取りあげ、政府にその解決を要請する。最近のこの方面の努力としては住宅不足の解決問題を取りあげたことを指摘することができる。現在フランス都市としては住宅問題は解決を要する最も緊急の問題の一つとなつてゐる。

本連盟はまたフランス住宅・都市計画協会 *Confédération Française pour l'habitation et l'urbanisme* の仕事を引受けてあり、毎年一回フランスで開かれるその全国的会議に積極的に関与してゐる。

4

イ タ リ ヤ

全国市町村連盟

Associazione
natorale dei
comuni Italiani

1 沿革

最初のイタリア市町村連盟は、一九〇二年バルマ *Parma* に開かれた市町村会議 *Congress* で創設され、その本部を初めはミラノ *Milan* にあつたが、後一九一六年にローマに移した。連盟の最初の目的は、市町村が中央政府と調和してすべての機能が行使できるように市町村の自治権をよう護することにあつた。なお、連盟はあらゆる点で市町村の発達を図り、特別のサーヴィスによつて行政的、法律的、技術的問題の解決について市町村を援助した。連盟の財政は会員市町村の

負担だけで賄つた。連盟の委員会は隔年に開かれる全国市町村会議 *National Congress of Municipalities* において選挙される二名の委員をもつて構成してゐた。

一九〇二年から一九二七年までの間に全国市町村会議は一五回開催されたが、会議の主題は、市町村自治の基礎、市町村の上級会議 *High Council* の創設、市町村の分類、農村の状態、職員の教育などであつた。連盟は、とくに山間部の町村の状態につき関心をもち、そのために特別の機関を創設した。それはかかる山間の町村は非常に行政的、技術的、法律的、その他の援助を必要としていたからである。

この連盟はファシスト制度に強く反対する性格をもつていたので、一九二七年について解散させられた。

2 新しい連盟

第二次世界大戦終了後、多数の市町村がこの連盟を再建することを希望してゐることが明らかとなつ

た。そこで、一九四六年九月ローマに開催された全国市町村会議は満場一致で、市町村自治およびその活動の拡充および市町村問題の研究を目的として連盟を設立することを議決した。連盟は設立の当初から国家機関との論争で多くの困難に逢着した。しかし、かかる論争やこれに基づき財政上の困難があつたにも拘わらず、連盟は市町村の間に自由なる結合をたたくことに成功した。

連盟が第一に取りあげた問題は市町村の財政問題である。財政の安定が市町村自治の基本的条件であるから、連盟は中央政府に対し財政に関する市町村の要望を強く支持している。なお、連盟はガス・電気・水道の企業公営の問題を取りあげている。また、危機にひんしている山間町村 Mountain-communities の問題は連盟の総会および特別委員会ではしばしば論議されている。山間町村では住民が山間部を棄て去るのでいちじるしい人口の減少傾向があり、連盟は政府に対しこれら山間部の教育・衛生・その他の改善の手段をと

代表会議は三カ月ごとに開会される。

(3) 執行委員会 Executive Committee 代表会議において選挙する九名の委員をもつて構成する。

連盟は隔週に機関誌 "Il Corriere Administrative" を刊行している。



スイス都市連盟は人口約一七〇万を包含する七三都市をもつて構成している。この人口はスイス全人口の三分の一に当っている。連盟参加都市数には近年大きな変化はない。最近スイス都市連盟の活動はその扱う問題が非常に多くなつたことと、国家全体の上から重

るべきことを要請している。

連盟は設立後、直ちに国際関係に参加し、一九四七年のバリの国際地方公共団体連合 International Union of Local Authorities の総会には参加を招請され、一九四九年九月には正式にそのメンバーとなつた。また、連盟は一九四七年アムステルダムに開かれた国際都市衛生科学会議 International Congress of Municipal Sanitary Science には代表を送り、二つの報告書を提出している。

本連盟の会員は市町村およびその連合をもつて構成し、また特殊の目的のためには市町村の連合をつくることができることとしている。連盟の機関は次の三つから成る。

- (1) 総会 General Assembly 少くとも年一回開催する。
- (2) 代表会議 National Council 四名の会員代表および一〇名の代理から成り、一年の任期をもつて総会において各種類の市町村から選出される。

要性が増大したことからさぶる強化されている。連盟は連邦議会議員のロッセティ H. M. F. Cotter 氏の指導の下に連邦政府の経済・社会政策に都市側の考え方の影響力を強く及ぼすことに努力し、またこれに成功している。第一に連盟は住宅建設につき連邦政府の補助を受けることに努力した。住宅不足は都市だけでなく、多数の小町村にも存在するにかかわらず、連邦政府は住宅建設の補助を次第に打ち切ろうという政策をとつた。都市は都市だけの制限された力では住宅不足の問題を解決することは事実上不可能なので、強く連邦政府のこの政策に反対した。第二に都市連盟は生計費の決定、ことに物価の決定について都市の立場からの主張を請願の形でいい、肉およびパンの値上げに強く反対した。新しい農業法の制定に際しては連盟は、都市としては農業人口が保持され、また農業が改良される必要も認めるが、同時に国全体としての経済的利益、とくに消費者の利益が保障されなければならぬことを要請するという立場をとっている。

最近の総会では都市財政が最も問題であり、まず收支均衡予算の問題が取りあげられている。都市の経費は横ばい、または増加の傾向にあるのに、収入はかえつて低減の傾向にあるという事は、都市の財政にとり警戒を余儀なくしている状況である。これらの問題のほかに、連盟は、空爆に対する防備、就業機会の造出、郊外地交通、交通事故防止、社会救済事業の援護などの問題を取りあげている。

なお、連盟事務局においては各種の都市行政上の問題について会員都市からの質疑に応答し、連邦機関および経済団体からの照会もますます増加しつつある。また、毎年、都市統計書を発行している。

ア都市のために、とくに都市財政の分野において盡すところ多かつた。

第二次世界大戦後、一九四六年三月一〇日に、オーストリア都市連盟の再建とオーストリア市町村新聞 *Oesterreichische Gemeindezeitung* の発刊を決議した。本連盟は人口三〇〇〇以上の都市に参加の資格をみると、現在一四九都市が参加し、その総人口は三五〇万で、国の全人口の五〇％に達している。都市財政は最近とくに注目されている問題であるが、一九四七年に連盟は州 *Land* (オーストリア共和国は州に分れている) の代表者と市町村の代表者とを糾合し、国との税源の配分についての共同案を作成した。そして、州および市町村の事務に干渉することを目的とした政府の配分計画に反対し、共同案を実現することに成功した。この州と都市と町村との間の協同活動はそれ以来ずっと持続されている。

国土の再建は都市に対し多くの問題を提示している。これについては連盟はただに再建の財政上の困難

6

オーストリア
都市連盟

Oesterreichischer
Städtebund

オーストリア都市連盟は一九一五年九月当時のオーストリア・ハンガリー王国の五〇主要都市をもつて設立され、最初の目的は連盟都市の親睦をはかることにあつた。一九一八年十一月には連盟参加都市は一五五都市その人口は五二〇万を包含するに至つた。

第一次世界大戦後オーストリア共和国は以前よりは小さな独立国として再現したので、都市連盟もこの国の変化に順応した規模において存続した。一九三八年オーストリアがドイツに併呑されるとともに、本連盟も解散させられて、ドイツ都市連盟 *Deutscher Gemeindegtag* に吸収されるまで、本連盟はオーストリア

を解決するだけでなく、建築資材の不足から生ずる困難をも克服するために、できるだけのことをしている。とくに、連盟は再建のために必要な法律的手段、たとえば建築取締の現代化、土地收用手続の制定などに努力している。また、連盟はオーストリア都市公務員団体と協議して、民主主義の原則に基いたオーストリア都市公務員の勤務に関する新しい基準を設定した。連盟内部に設置されている多数の専門委員会、とくに財政・人事・法制・清掃・都市行政の合理化と改革・建築などの各専門委員会はそれぞれ、その分野において効果的に、活動している。公営公益企業の組織的・経済的・法律的・技術的問題についてもかかる専門委員会において検討されている。オーストリア都市連盟は参加都市職員の熱心な協力により特別の問題については非常な活動力を展開し、国会および州議会の立法に対し大きな影響力を与えている。

「オーストリア市町村新聞」は月二回の刊行で、連盟と会員との接触を保つ機関であるとともにオースト

リアの都市問題に関する指導的な力をもつた刊行物である。

連盟は再建以來すでに四回の総会を開催しているが、最近の会議での主要題目は都市の財政的位置および地方公共団体とその他の機関との間の財政関係の問題である。なお、市営企業の問題および中央・地方の行政機関の責任の限界ならびに行政の改革と行政機関の活動の合理化の問題が取りあげられている。また最近の会議で、勤労者の住宅建設のため十分な財政的処置を講ずべきことを政府および国会に要請する動議を採択した。

7
トルコ
都市連盟
Türk Belediyecilik Derneği

トルコ都市連盟は一九四五年に創立された。現在全国都市六三〇のうち三三〇都市が連盟に加入している。(市のほかに、トルコには約四万の町村があり、これは別の行政組織をもち、この連盟への加入はまだ認められていない。)

連盟は創立後、第一回の総会を一九四六年一月首都アンカラ Ankara で開催したが、議題は次の三点であつた。

- (1) 都市自治
- (2) 低廉住宅
- (3) 都市歳入

第二回総会は一九四八年五月同じくアンカラにおいて開催、議題は次の三点であつた。

- (1) 都市の保健事務
- (2) 生活費向上の防止
- (3) 都市歳入

都市歳入の問題が二回引続き議題となつていることは、都市財政問題の緊迫化を物語っている。なお、連

盟は機関紙を発行しまた国際地方公共団体連合のブラッセル総会(一九四六)およびパリ総会(一九四七)にはそれぞれ代表を送つている。

8
デンマーク
自治体連
Denmark
地方自治連

1 デンマーク都市連盟 (Den Danske
Kobstadsforening)

デンマーク都市連盟は一八七三年(明治六年)に創立され、首都コペンハーゲンを除くすべての都市(八〇都市)をもつて構成している。連盟の最近年予算は一五〇万クローネ(クローネは戦前のわが約五五銭)で、総会には約二七〇名の代表が出席し、四年目ごと

に開催している。総会は七名の理事から成る連盟の理事会を選挙し、理事会は理事長および副理事長を選挙し、連盟の運営にあたる。連盟の日常の事務は事務局が執行し、事務局はなお経済的な企業をも営んでいる。連盟は国の行政と協調して活動し、政府の任命する委員会にはしばしば連盟の代表が加えられている。連盟は隔月に機関誌 "Kobstadsforeningens Tidsskrift" (連盟情報) を刊行し、また、次の諸機関の事務局を担当している。

- (1) 監査局連盟
- (2) 都市石炭事務所
- (3) デンマーク瓦斯事業ターム会社
- (4) デンマーク港湾連盟
- (5) 都市公債連盟
- (6) 都市相互保険協会
- (7) 市営電気事業連盟
- (8) 都市年金基金協会
- (9) 市営屠場連盟

2 デンマーク教区議会連盟 (De Samvirkende Sogneradsforeninger i Danmark)

最近の各国都市連盟

デンマーク教区議会連盟は一八九九年(明治三二年)に創立され、デンマークの二五県(カウンティ)にそれぞれ一つずつある地方教区議会連盟(一つ以上ある県が三つある)の連合体である。この連盟はデンマークの全農村約一、三〇〇を代表しているわけである。本連盟の目的は、

- (1) 農村関係の事項について情報を提供し、農村行政の発達を促進すること
- (2) 農村間および農村とその他の公共機関との間の有効な協同活動のために盡力すること
- (3) 連絡活動により農村の要求が何であるかを知ること

にある。連盟の一九四七―四八年度予算は二八、〇〇〇クローネであつた。連盟は隔週に“Sognerads Tidende”(教区議会雑誌)を刊行し、総会は毎年一回開催する。最近の総会には代表約一五〇名が参集した。理事会は二五名の理事をもつて構成し、二五県の地方連盟の議長をもつてこれにあてている。なお、日常の

事務は、三名の委員から成る執行委員会がこれを担当しており、事務的なことは長年の間内務省の官吏が担当している。最近給与の問題について労働組合と協議するため特別の常任委員会が設置され、すでに医師団体および労働者と労働協約の問題について折衝を行っている。

3 都市的性格を有する農村連盟 (Fælles- organisationen af Landkommuner med bynæssig Belyggelse)

デンマークには、デンマークの首都を構成しているコペンハーゲン Copenhagen、フレデリクスベルク Frederiksberg、ゲントント Gentofte の三特別区を除き、地方自治体は都市 urban と農村 rural の二種類に分かれ、農村が都市に昇格するには国会の立法による必要がある。実際上かかる昇格の行われたことはほとんど稀である。したがつて、多数の農村のうちには農業を主体とする純農村とは性格が離れて、都市化会をもつて構成している。その機能は、

- (1) 地方行政の情報を提供する
- (2) 県議会と都市農村議会との間の関係について全国的に統一した規定の制定を促進する
- (3) 地方行政に関する立法について県議会側の意見を中央政府に提出し、必要がある場合にはその修正を要請する
- (4) 県議会の運営に関する事項について全国的に統一した手続の制定を促進する

連盟は毎年少くも一回は総会を開き、日常の事務は一七名の委員をもつて構成する委員会がその運営にあつてゐる。連盟の会長には当分の間、デンマーク下院議員でバークロード Birkerød 教区議会議長のカイ・イエンセン Kai Jensen 氏がなつてゐる。連盟は法律によつて設置される政府の多くの委員会に代表を送つてゐる。

4 デンマーク縣議会連盟 (Amtsradsfor- eningen i Danmark)

本連盟は一九一三年創立、デンマーク二五県の議

事には、毎年一回総会を開き、日常の運営は八名の委員から成る執行委員会がこれにあたり、事務は県議会書記長が執行している。連盟は年報を刊行し、最近扱つた問題の一つには労働組合との団体協約の問題がある。連盟はまた政府の設置する警察・道路・交通・選挙法改正などの委員会に代表を出してゐる。

9
ノルウェー
地方自治体
連

ノルウェーの都市がそもそも連盟の発足をしたのは一九〇三年クリスチャンサンドKristiansandの市長がノルウェー最初の都市会議を開催するため全ノルウェー都市を招待したのに始まる。この会議は非常に成功し、この年をもってノルウェー都市連盟 *Norges By-forbund* 誕生の年とした。連盟の正規の総会は、第二次世界大戦中の五年間を除き、一九〇九年以来三年目ごとに開催されている。このノルウェー都市連盟の成功をみて、ノルウェー農村もまた連盟をつくることを計画し、一九二三年にノルウェー農村連盟 *Norges Herredsforbund* を設立した。

(1) ノルウェー都市連盟

すべてのノルウェー都市が会員として加盟しており、執行委員会には会長を含めて総会において選挙される七名の委員をもつて構成している。会長は総会において選挙する。総会は三年目ごとに開催される。都市連盟も農村連盟とともに政府および国会に對しては緊密に協力し、政府または政府の部局が任命する都市問題関係の各種委員会に代表を送っている連盟は農村連盟と共同して機関誌 *„Kommunalt Tidsskrift”* (市町村雜誌) を月刊している。

(2) ノルウェー農村連盟

ノルウェー全国六六九農村のうち六四八が本連盟に参加している。執行委員会は会長を含めて理事会において選挙される五名の委員をもつて構成する。理事は各県一名ずつとし、県内の地方団体により選挙される。会長は理事会において選挙される。総会

最近の各国都市連盟

一九三〇年代の経済的不況のためにこの期間中は農村連盟の活動力はすつかり落ちてしまつたが、都市連盟は経済的困難に妨げられはしたが活動を続した。第二次世界大戦後はこれら連盟の活動は強く要請された。そこで兩連盟は互に協力することに意見一致し、兩連盟の事務局を結合して一つとし、一人の局長をおいた。現在まで、このやり方はすこぶる満足な結果をあげている。事務局は合併しても、兩連盟の構成にはかわりなく、それぞれ別々の執行委員会を有し、それぞれの地方組織および会議をもっている。しかし、兩連盟の執行委員会は単独に開催するよりは合同して開催する場合の方が多し有様である。

兩連盟の事務局の合同は永い間要望されていた特殊の地方団体組織をつくることを可能とし、一九四七年には職員の給与問題についての都市・農村を通ずる共同の機関を設置し、一九四九年には共同の地方職員退職年金保険会社を設立した。なお、このほかにも協同活動の計画がすすめられている。

は四年目ごとに開催される。

兩連盟の予算は支部予算を含めて年額三五万クローネで、事務局員は一六名である。なお、連盟事務局は次の団体の事務局も担当している。

- (一) 地方公務員退職年金会社
- (二) 地方公務員協会
- (三) ノルウェー港湾連盟
- (四) 社会福祉連盟
- (五) 優良住宅建設連盟
- (六) 地方団体技術者連盟

10
フィンランド
地方自治体
連

1 フィンランド都市連盟 (Suomen Kaupunkiliitto, Union of Finnish Towns)

フィンランド都市連盟は正式には一九一七年一〇月に創立されたが、それより五年前にすでに現在のフィンランド都市連盟を形成している母体である地方自治体の中央本部を設立し各地方団体間の協同活動への第一歩を踏み出していた。本連盟は、フィンランド都市相互の協力を促進し都市政策についての情報を提供して都市の利益のために活動することを目的としている。

連盟の活動は三年目ごとに開催される総会、連盟の執行委員会および連盟事務局がそれぞれその機能にに応じて担当している。執行委員会は総会の準備書類を作成し、総会の決議を執行し、また都市行政に関する立法および政府機関の処置について留意し、必要があれば国会および政府に向つて適当な行動を起さなければならぬ。事務局は国内および外国の地方自治の発達を調査・研究し、会員都市に対し都市行政ならびに都市

政策に関する情報・報告書・意見書を頒布し、また連盟の機関誌“Suomen Kunnallislehti”(フィンランド都市雜誌)を発行し、基準條例・基準規則のような各種関係出版物を刊行している。

フィンランドの三五都市および二八準都市(公法人化された都市のもつ権能と義務を全部はもたない都市)すべてが連盟の会員である。フィンランド都市の総人口は約百万、準都市の総人口は約二五万であるから連盟会員である都市はフィンランド全人口の三〇％を代表している。近い将来連盟が実現すべき事業として計画しているものには次のようなものがある。

- (1) 首都ヘルシンキ Helsinki に連盟本部の建物を建築すること
- (2) 連盟事務局に財政上の勧告をするために特別の部を設置し、この部は会員都市の会計検査を行うこともその目的の一つとすること
- (3) 連盟会員に対し技術上の情報を提供し勧告を行うため技術部を事務局内に設置すること

本連盟は創立以來国際地方公共団体連合の会員である。

2 フィンランド農村連盟 (Suomen Maalaiskuntien Liitto, Finnish Union of Rural Municipalities)

フィンランド農村連盟はフィンランド語を話すフィンランド農村の中央団体で、一九二一年に創立され、現在は四一六のフィンランド語を話す農村全部が参加している。これら農村人口はフィンランド全人口の六四％を占めている。連盟の任務は農村の利益をよう護し、行政の向上を図り協同活動を促進し、経営および経済の面で会員農村を援助することにある。

連盟の最高機関は全会員農村をもつて構成する総会で、四年目ごとに開催している。総会は三〇名の会員から成る委員会を選挙し、委員会は年二回開催している。委員会は執行機関として活動し、その指導の下に連盟

事務局をおいている。連盟事務局には法制部・経済部・建築部があり、法制部は法制上の問題について会員農村に助言を与え、経済部は農村の会計検査を実施し、農村の経済調査を行い、また農村職員の研修を実施する。会計検査のためには経済部に一八名の検査員をおき、そのうち五名は国内の各地方に駐在させている。また、経済部は農村のために多くの教育的会合や講習会の世話もしている。建築部は農村のために建築上の助言を与え、建築の立案、設計および工事監督を行つてゐる。連盟の全職員は一七〇名であるが、一二五名が活動している自営の印刷・製本工場を運営している。連盟は月二回発行の定期刊行物のほか各種の参考図書類を出版している。連盟は政府機関と緊密に連絡し、政府の多くの委員会、その他の機関に代表を送つており、各関係および国会は地方関係の立法についてつねに連盟の意見を徴している。連盟はスエーデン、ノルウェーおよびデンマークの同種の連盟と緊密に協同活動している。

3 フィンランドのスエーデン語農村連盟

(Finlands Svenska Landskommuners Förbund)

本連盟はスエーデン語を話す農村または主としてスエーデン語を話す農村の連盟で、前記の農村連盟および都市連盟から独立はしているが、その目的は同じである。スエーデン語を話す農村は三地域からなり、一つはボスニア湾沿岸のオストロ・ボスニア Ostro-Bohemia 地域、一つはフィンランド湾沿岸のナイランド Nyland およびボラント Abo-land 地域、一つはブランド Aland 地域である。連盟は七〇農村をもつて構成し、主としてスエーデン語を話す六八農村のうち六七、および主としてフィンランド語を話す三農村（この三農村は同時に農村連盟の会員でもある）が会員となつている。かくて、スエーデン語を話す農村の九八・五%が本連盟に属し、その総人口は一九四七年において二四三、七八〇人である。

の印刷物を会員に頒布し、また、定期刊行物として“Kommunaltidningen”（農村雑誌）を刊行している。また、事務局は要求があれば会員農村の会計検査を実施する。会員農村の半数は会計検査のために事務局を利用してゐる。連盟はなお地方的な会合や職員講習などを行い、また、事務局をして農村の利益と国または他の公共団体の利益との衝突するような場合をよく注意させてゐる。

II カナダ市長・都市連

Canadian Federation of Mayors and Municipalities

カナダ市長・都市連盟は、一九〇〇年創立されたカナダ都市同盟 Union of Canadian Municipalities と一九三五年に創立された自治領市長会議 Dominion

最近の各国都市連盟

連盟の経費は会員の会費および個々の農村に対するサーヴィスの料金収入をもつて賄つてゐる。会員農村は人口を基準とし、毎年総会で決定する会費を負担する。会費の基準は現在人口一人当り五フィンランド・マルクである。政府は連盟に対し補助金を与えてその活動を援助し、一九四八年度の連盟予算は二、〇九二、〇九三フィンランド・マルクである。

連盟の最高機関は毎年開催する総会である。総会は各会員農村を代表する一名または二名の代表者をもつて構成する。総会は連盟運営のために委員会を選任し、委員会は委員七名、副委員七名をもつて構成する。委員会は議長・副議長を互選し、日々の事務を執行するために事務局をおく。

連盟は会員農村共同の利益をよう護し、農村の協同活動を促進し、地方政策、とくに農村に直接関係のある政策について知識を普及することを目的とする。事務局は農村行政のあらゆる事項について無料またはきわめて低料金で会員農村に対しサーヴィスし、各種

Conference of Mayors とが一九三七年に合併して、設立したものである。設立当初は参加都市も六〇ほどであつたが次第に全国的となり現在では、会員都市数約三〇〇、カナダ都市人口の七五%以上を包含している。連盟は公法人化されたすべての種類の地方自治団体、すなわち市 Cities 町 Towns 村 Villages 地区 Districts 特別市 County Municipalities その他のもを包括する。連盟の目的および機能は次のようである。

- (1) あらゆる種類の地方行政関係の情報の収集・交換・頒布のクリヤリング・ハウスとして行動し、要求ある場合は地方公務員に対し個々の行政上の問題の解決につき援助を与える。
- (2) 当面の問題を討議するため首長および職員の間次総会を開き、また必要ある場合にはその他の会合を開催する。
- (3) 地方行政に関する調査機関として活動し、自治領の地方行政の向上のためその調査の結果を

公表する。

(4) 地方に関係ある立法およびその他の事項につき連邦政府に対しカナダ地方団体を代表する。

(5) 全カナダ地方団体の行政能率の向上を達成するため地方行政の均等化および統計の作成についての調整に努力する。

連盟はカナダ連邦政府と緊密に接触し、各年次総会の際には首長および職員代表は総会の決議について討議するため政府関係と会談し、地方行政の問題について連邦議会および政府のやり方に重要な影響力をもっている。連盟はまた政府の施設に協力し、たとえば一九三七年には失業救済事業資金の募集、一九四一年には戦時公債の応募、一九四三年には復興資金の募集などに力を盡している。

連盟は失業救済事業、地方債、地方税、住宅問題、都市計画などに関する出版物を刊行し、また一九四一年以来隔月に英語および佛語の“News Bulletin”を發行している。連盟はカナダ、アメリカ兩國市長の間の

はボンベイを除いては、州内の地方団体の結合組織をもつた州はなかつた。しかし、発起者は創設の努力をつづけ、ついに創立総会をボンベイにおいて開催するところまでもつてゆき、その総会には約七五の地方自治体の代表が参加した。自治体の代表を広く参加させることの困難の一つは州政府がかかる場合に団体の代表の出席は団体の事務ではないから経費は出席者が自ら負担すべきであるとし、公費の負担を認めなかつた点にあつた。代表はいずれも公共のために出席するものであるから経費は当然団体が負担すべきであり、出席者個人の負担すべき筋合ではないことを主張した。次の会議には州によつては大分これが緩和されたところもあるが、なかなか大多数の州は公費の支出を認めておらず、したがつて、毎年会議を開催することは不可能で、三年ごとに開催されて来た。その後、この方面の努力もつづけられ、今日では大多数の地方団体は出席者の経費を公費から支出している。

本連盟も初期には規約もすこぶる漠然たるもので毎

最近の各都市連盟

協力に力を盡し、一九四〇年以來本連盟の総会にはアメリカの市長代表が参加し、アメリカの市長年次大会にはカナダの市長代表が出席しており、また兩國の地方的な会合にも地方職員の相互交驛を行つてゐる。

12

全インド地方連
地 体 盟
自 治 盟

All India Federation of Local Authorities

この連盟の創立は一九二七年にインドの地方自治に關係のある数名の人々が全インドの地方自治団体の結合体を作るべきであるということを考えたことから出発している。しかし、かような全国的な組織をつくることは、インドのように四億の人口をようし、地方自治体としても主たるもの四千近くが全国に散在しているところでは克服すべき多くの困難があつた。当時

年一回執行委員会が会合する程度で基本的な問題を推進することは不可能であつたが、現在では正規の規約をもつて運営されている。最近の総会で取りあげられた最も重要な問題は地方自治体の財政的地位の問題である。地方財政の確立がすぐれた地方自治建設の基礎的條件であるという見地から、全国的に地方自治体の財政調査を実施し、その結果を公表してインド政府に提示することになつてゐる。

(終)

市政調査資料

第 28 号

13—13

サーティン・サーティン

について

アメリカ都市連盟その他市政関係の
22 団体の有機的活動の状況を解説
するパンフレット
(¥ 20.)

東京市政調査會發行



04Z

1016

最近の各國都市連盟

昭和26年10月15日發行

編 集 東京市政調査會

印 刷 田中幸和堂印刷所
東京都台東區東墨門町3

發行所 東京市政調査會
東京都千代田區日比谷公園

¥ 25